

内閣委員会議録第4号

平成十年三月十七日(火曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 谷津 義男君

理事 植竹 繁雄君

理事 小林 興起君

理事 栗屋 敏信君

理事 倉田 栄喜君

小野寺五典君

河井 克行君

佐藤 信二君

虎島 和夫君

平沢 勝栄君

武藤 嘉文君

中沢 健次君

若松 謙維君

瀬古由起子君

内閣官房長官

國務大臣

内閣参事官

内閣政務次官

内閣生活局長

出席政府委員

出席議院議員

内閣議員

内閣議員

内閣議員

内閣議員

内閣議員

委員外の出席者

議員	辻元 清美君
議員	海老原義彦君
議員	堂本 晓子君
議員	山本 保君
議員	大脇 雅子君
議員	新倉 紀一君

提出第三号)

○谷津委員長 これより会議を開きます。

○谷津委員長 第百四十回国会、衆議院提出、参議院送付、市民活動促進法案を議題といたします。

本案は、第百四十回国会で本院において修正議決の上参議院に送付いたしましたものを、参議院において継続審査に付し、このほど修正議決の上本院に送付されたものであります。

したがいまして、参議院の修正部分を除いて趣旨の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷津委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決ました。

それは、参議院における修正部分につきまして趣旨の説明を聽取いたします。参議院労働・社会政策委員会における修正案の提出者参議院議員海老原義彦君。

○海老原参議院議員 市民活動促進法案に対する参議院の修正部分の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

本修正は、参議院労働・社会政策委員会理事懇談会を中心とした各党協議により、委員会における修正要求及び参考人の御意見、さらには関係団体の御要望等を踏まえ、発議者の方々の御意向を伺いながら取りまとめたものであり、貴院からの送付案の趣旨を損なうことのないよう配慮したつ

次に、この修正の内容について、概要を御説明

号

申し上げます。

第一に、この法律中、「市民活動」を「特定非営利活動」に、「市民活動法人」を「特定非営利法人」に改めるとともに、法律の題名を「特定非営利活動法人」に改めることとしております。

また、法律の目的に関する規定中「市民に開かれた自由な社会貢献活動」とあるのを「市民が行う自由な社会貢献活動」に改めることとしております。

第二に、特定非営利活動法人の定義について、特定の公職の候補者等もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに「反対するものでないこと」としているのを、「反対することを目的とするものでないこと」に改めることとしております。

第三に、所轄庁に関する規定について、「事務所が所在する都道府県の知事」とし、団体委任事務であることを明確化することとしております。

第四に、設立の認証に係る申請書の添付書類のうち、特定非営利活動法人の役員が本法律の定める欠格事由に該当しないこと等を「誓約する書面」については、「各役員が誓う旨の宣誓書の臍本」に改め、また、当該法人が宗教活動を主たる目的としない等の要件に該当することを「誓約する書面」については、「確認したことを示す書面」に改めることとしております。

第五に、申請に係る書類の縦覧期間を二カ月間に延長することとしております。

第六に、認証の基準に、申請に係る特定非営利活動法人が「暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと」を追加することとしております。

第七に、経済企画庁長官は、所轄に係る特定非営利活動法人から事業報告書等の書類の写しの提出を受け、これらを当該法人の事務所が所在する提

三月十七日
内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)
市民活動促進法案(内閣提出第一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

八号)(參議院送付)
(二二号)

内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣

都道府県の知事に送付しなければならないこととするとともに、知事は、送付を受けた書類の写しを、条例の定めるところにより、閲覧させることができるものと規定を追加することとしております。

第八に、報告及び検査の規定について、「立入検査」を「検査」に改めることとしております。第九に、別表に掲げた活動のうち、「災害時の救援の活動」を「災害救援活動」に改めることとしております。

○谷津委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。以上でございます。

○谷津委員長 何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○谷津委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。以上でございます。

○谷津委員長 何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○谷津委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。以上でございます。

○谷津委員長 何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○倉田委員 平和・改革の倉田でございます。参議院の提出者の先生方に、きょう御審議の場にお悩みをいただきまして、大変ありがとうございました。今委員長からお話をありましたように、この法案につきましては、衆議院段階でさまざまなお議論があつた後、当時の新進党としては反対ということで参議院の方に送付をいたしました。今御説明をいただきましたように、今回参議院の方で修正をされ、しかも国会一致で参議院の委員会の方では可決をしたということでございます。

そういう経過がありますものでございますので、きょうは提出者の先生方に、修正項目が中心になりますとは思いますが、その前提、関連部分に関しては財源というのか資金確保の諸手当てがなされなければならないこと、この三点が重要であると思いますので、なお確認の意味で御質問をさせていただきたく思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

そこで、大前提になつてしまつて非常に恐縮でありますけれども、衆議院段階で実は大阪で公聴会をやりましたときに、この法案が、いわゆる自助・公助という言葉がござりますけれども、これから二十一世紀の社会をつくるときに、いわゆる公助社会の推進に非常に役立つものであればいい、こういうふうなお話を出ておつたことを記憶いたしております。

そこで、参議院の提案者といたしましては、この法案によって認証される法人は、今ほど申し上げました自助・公助に対応する公助社会の法規にどのように資するとお考えになつております。この推進にどのように資するか。質問が長うござりますので、簡潔にお答えいただければと思います。

○堂本参議院議員 まずは、私ども参議院の修正案を提出いたしました発議者をきょうはお招きいたしましたことにお礼を申し上げたいと存じます。すぐ質問のお答えを申し上げたいと思いますが、今先生御指摘になりましたように、二十一世紀に向けて、まさに新しい公助の形態として、N.G.O., N.P.O.があるのだと認識しております。

かつては村落共同体が担つた公助のあり方においては、それなり市民活動をしたい人たちがそこに集い、お互いに助け合いながら、その地域社会なり、もっと広く国際的な貢献を展開していく、そういういた役を果たしていくように積極的になると

いうふうに認識しております。

○倉田委員 私は、公助社会の推進に資するためには、いわゆるN.P.O.法人というものが、独立性と自律性がきちんと保障されて行政関与は極力排除をされること、そしてさらにいわゆる法人社会への参画が容易であるということ、そのた

まず、今回参議院段階で、衆議院から送りまし「市民活動」という言葉が、題名も含めて「特定非営利活動」、こういうふうに修正をされましたけれども、この市民活動と特定非営利活動とは実態上同じなのか、あるいは違つところがあるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○堂本参議院議員 「市民活動」を「特定非営利活動」と修正いたしました。これは、より積極的に私たちは修正したものでございまして、この法案が対象としている活動によりふさわしい表現に定めた活動でした。そして今回、その対象の範囲が変わるとか、あるいはその活動の内容に関して変更があるというようなことはございません。

○倉田委員 それでは、これは経済企画庁当局の方にお伺いをいたしますけれども、N.P.O.団体の現状、活動しておられる団体の総数は大体どれくらいあるのか。そして、その中からこの法人格の申請を申し出られる団体はどの程度と予想がされおられますか。概要、その実情についてお話しいただければと思います。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。全国のN.P.O.団体の数につきまして、平成八年度に経済企画庁で委託調査を実施いたしました。それによると、団体数が約八万六千団体ござります。このうち、法人格の必要性を感じた団体数ということで、そういう問い合わせに対しましてはおおむね一万団体というふうに回答が寄せられております。それから、法人格の必要性を感じたことのある団体で複数の都道府県に事務所がある団体、これは約二千団体というふうに推計をされます。

ただ、この調査自身は、N.P.O.団体といたしまして継続的、自発的に社会的な活動を行なう當利を目的としない団体とすることございまして、特定の姿を明示いたしまして調査をしたものではございませんものですから、本法案が成立した暁の姿とは必ずしも一致しないかもしれませんけれども、とりあえずそんな集計を得ております。

○倉田委員 今お答えいただいたような数の団体の方から申請の申し出がある、そついたしますと、経企庁としても、この法案は認証ということになつておりますが、その認証制度がどのように運用されるかとともに実は重要なポイントなのだと思います。衆議院段階では、認証ということではなくて、いわゆる準則主義みたいなことでやるべきではないかという議論があつたことだと思ひます。

そこで、提案者にお尋ねをいたしますが、も、この認証制度の趣旨、その運用について、提案者としてはどのようにお考えになつておられますか。

○大脇参議院議員 いわゆる法人を設立するためにはさまざまな形式があるわけですから、特別の法律の制定を必要とする特許主義、あるいはその設立を許可するか否かを主務官庁の自由裁量にゆだねる許可主義、あるいは主務官庁に申請すれば必ず認可を与えないといいう認可主義、さらに、一定の手続によつてそれを講じたときには法人の設立が認められる準則主義等があります。

法人格付与の際の手続から、実質的にどの立場をとるのかということは決まるわけですから、も、今回のこの法案においては、所轄庁が認証の基準に合致しているかどうかということを判断いたしまして、それに合致すると認められるという意味で、認可主義に該当すると考えられます。

本件修正におきまして、私どもは、これを固体委任事務というふうに明確化いたしまして、設立の認証に係る申請書の添付書類に関する修正を行いました。十条第一項第二号への書面を「第二十一条各号に該当しないこと及び第二十二条の規定に違反しないことを各役員が誓う旨の宣誓書の臘本」ということに改め、第十条第一項第四号の書面を「第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面」に改めました。これは、原案において誓約書となつておきましたものを、市民活動の自主性ない

し自律性を尊重し、平等性をその組織原理で含むということから、このように修正をしたわけあります。

また、総覧期間の延長も行いましてさらに情報を公開するということで、でき得る限りその自主性、民主性を担保するということを検討したわけあります。

したがって、認証に関して、所轄庁の態度といふものは抑制的でなければならぬということを確認しております。

○倉田委員 認証制度の運用、そのあり方というにつきましては、実は、この法律が基本的にいわゆる十二分野の活動になつていて、このことによつて、認証されないNPO団体が出てくるのではないか、あるいは十二分野の活動分野といふものをどういうふうに考えていくのか、その認証の認定基準といふものが非常に重要なところだろう、こう思います。

今提案者の方から、認証制度については抑制的にいわゆるお話を、これは行政のあり方が抑制的にならなければならないという趣旨なのかと私は思いましたけれども、今申し上げました十二分野の活動になつていて、このことについて、実は申請をしたときに、この分野に当てはまらないからおたくはだめですよということが運用によつて左右されることがないかどうか、この点についてはどうのよにお考えでしようか。

○海老原参議院議員 別表の十二項目の分野、これについて当てはまらないものがあるだろうか、そういうことについて、修正のときにはどういう考え方でやつただろうかという御趣旨の御質問かと思います。

私も、修正に当たりましては、この十二項目については、これを広げるべきかどうかなどいつも含めて随分と検討いたしました。しかし、いろいろな角度から検討しておりまして、また、衆議院の発議者のお話を何度も承りながら考えたわけございませんけれども、この法律は、いわば民法二十四条の特別規定としてつくっていくと

いう性質のものだというお話を承りました。

それを離れて、もっと幅広いものにしろという御趣旨だとすると、これはやはり、そう申しますと、そうなつていくと民法全体の改正といふ大きな問題とどうしても関連していくわけでございまして、とりあえずの間に合わない。民法改正というのも、私は、これは将来必要なことだろうと思つておりますけれども、とりあえずの間に合はない。

これはやはり可能なところから、現在すぐ実施できるところからやつていくことで、民法の法人の章全体に手をつけるのではなくて、とりあえずNPO法人の実態を見ながら、必要なものは何かということで十二項目目ということをおとりになつたという衆議院の発議者の御趣旨も十分承つたところでございます。

さて、そうしまして、私どもの方で、ではだめな部分はどういうのがあるのだろうかというのを一つずつ見ていきました。

現時点において法人格を付与するにふさわしいような市民活動をやつている団体をいろいろ例示を挙げて考えていつたのでござりますけれども、どうもそのほとんどがこの十二項目に入つておるのではないか。ただ、全部が入るというわけではございません。正直な話。しかしどとんとが入つておるので、現時点においてはこの十二項目で問題がないのではないか。

もちろん、これは特定非営利活動ということで特定するという意味で、特定外のものがあるわけござりますけれども、特定外のものでまだ重要なものが漏れておるのだというふうなことがあります。

それでいただいた御答弁で、立案者の御趣旨、十分理解したわけございまして、本法案では、所轄による設立の認証は基本的に書面審査によるとしまして、比較的簡単な手続のもとで法人格を取得できるようになつておる。そういうこ

とがある一方、法人が社会的存在であるということにかんがみますと、このような制度が悪用されることのないよう、市民相互の監視のための情報開示規定なども設けておるということが片方にございました。

それで、それらの方法で対処できないような事態が起つた場合どうするかというのが、先ほどお送りいただいたままということとしたわけでございました。

ござります。

○倉田委員 認証制度という運用がどうなされるか、さらにその十二分野の項目に基本的に限られるといふことがどう、これから申請をされてくる法人に法人格が付与されるかどうかということに関して言えば重要なことだらうと思うのです。

そこはまさに行政のあり方といふことが重要なってくるのだろうと思いますが、そこで、これはあわせてお尋ねいたしますけれども、報告とか検査とか、先ほど提案者の方から修正項目の中にその辺の関係のお話、御説明もいただきました。そこで、参議院段階の提案者側としては、報告とか検査、あるいは改善命令や取り消し、そういうことが、行政の伝家の宝刀といふのか最終的な手段というのか書いてござりますけれども、この点、行政関与のあり方については参議院段階ではどういうふうに御議論があつて、どういうふうに提案者としてはお考えになつておられるのでしょうか。

参議院段階におきましても、この報告あるいは検査、あるいはそれに基づく改善命令、それから認証の取り消し、そついたものについて、委員会における質疑で立案者の趣旨をたどすということは何度もいたしております。

○海老原参議院議員 お答え申し上げます。

参議院段階におきましても、この報告あるいは

検査、あるいはそれに基づく改善命令、それから認証の取り消し、そついたものについて、委員会における質疑で立案者の趣旨をたどすということは何度もいたしております。

そこで、参議院の提案者にもお尋ねをしておきたいと思いますが、この法人として認証された団体が、これは何となく信教の自由を制限されるようにも見受けられるわけですから、これは憲法上保障される信教の自由というのを侵害するものではないかどうか。これは参議院段階でも

本当にさまざまな議論が出たわけでありますけれども、参議院の提案者としてはどのように理解されたのか。

さらに、この法人として認証された団体がどうも政治活動を制限されたように見受けられますが、これも憲法上保障される表現の自由の一つである政治活動の自由を制限しているのではない

による報告徵収、立入検査、改善命令、認証取り消しの制度でございます。

そういう場合であつても、立案者の趣旨としては、所轄庁の恣意的な権限行使が行われないようには、特に相当な理由があるときに限定したり、あるいは立入検査の際に、その相当の理由を記載した書面を市民活動法人の役員等に提示したりしないでござります。

わけございまして、不当に抑えるなど法人が萎縮するような効果をもたらすものではないのだとうなつたことを規定している

に、特に相当な理由があるときに限定したり、あ

るいは立入検査の際に、その相当の理由を記載

した書面を市民活動法人の役員等に提示したり

しないでございまして、そのことを規定している

わけございまして、不当に抑えるなど法人が萎

縮するような効果をもたらすものではないだ

うなつたことを規定している

わけございまして、そのことを規定している

わけございまして、そのことを規定している

でしようか。

○山本(保)参議院議員 今おっしゃいましたような具体的な施策、また特定の施策についてはどうかといふお尋ねでございます。

これは、基本的にはハの条項というよりはロの条項に入るわけだと思いますけれども、政策なり

またはその施策を推進したり反対することについては何の問題もないと思います。また、その候補者等を呼んでその話を聞くというようなことにつきましても何ら問題はない、差しさわりはないと考えております。

○倉田委員 それでは、次の視点ですが、このNPO法人がいわゆる我が國の法人社会への参画が自由にできなければならない、そういう意味で、各NPO諸団体が、ともかく法人格の付与ということは、と長い間運動を続けてこられて、熱望されてこられたことだと思います。同時に、その設立をされたNPO法人が法人として認められて

どう活動をしていかれるか、法人としてどういう活動ができるのかということについても実は参加者の報酬の問題であるとかさまざま重要な問題が残っていると思います。

○山本参議院議員 これは原案の問題でございまして、認証されて法人格を付与された団体は、目的的範囲内であれば、目的的範囲内の事業活動というのは自由にできるわけですか。

○山本参議院議員 これは原案の問題でございまして、修正の部分ではございませんけれども、五条の一項に、「市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業を行なうことができる」ということになつております。

とかく、このNPO法案、ボランティアが主な院段階でも、私どもは、この収益事業、これは、決して當利で行なうわけではなくて、今先生おつしやいましたように、その目的に沿つた非當利の事業であれば積極的に行なうことが大変大事だといふふうに考えております。例えば、車いすを使って介護の事業をする団体がある、その事業が拡大

されていくというようなことは、これからも多々あるのではないかというふうに考えております。

○倉田委員 もう一点確認をさせていただきたいと思いますが、いわゆる参加者の報酬の問題についても、これは衆議院段階でさまざまな議論がありまして、いわゆる三分の一というのですか、役員の三分の一という規定がございますが、これは構成員と考えた場合に、その役員総数の三分の一以外の報酬というものは自由に決めていいというふうに参議院の方でも理解をされたわけであります。

○山本参議院議員 これも原案の問題でけれども、おっしゃいますとおり、二条の二項一号のロで、役員のうちの報酬を受ける者の数は役員総数の三分の一というふうに決めている以外には、報酬を直接制限する規定はございません。同じでございます。

○倉田委員 それでは、提案者に最後の方の質問でございますが、もう一つ、いわゆるNPO各団体が活動をしていくときに、當利を目的としない事業活動という意味で、今の収益事業も実は活動を続けていく上で非常に重要な要素であろうかと

思います。しかし、それだけでは、この法人が本来持ついわゆるボランティア性等の問題も含めて、十分ではない部分もあるのかと思います。

衆議院段階でも、このNPO法人の各団体からも、資金源をどう確保するのか、これは非常に重要な問題として議論もされましたし、さまざまなお望も出されました。

○河村たかし君 河村たかしでございます。

また、そういうことを反映いたしまして、附則二項には、これは衆議院からいただいたい法案としてそのまま手を入れないので、市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。という附則二項、そのまま入っておりまして、この検討というものは税制に係る検討も含むのだといふことも御答弁いただいたおようなわけでござります。

ささらに、参議院といたしましては、労働・社会政策委員会におきまして、「特定非営利活動法人」に関する非常に重要な論点として、附帯決議の中には

入つておることでもございますので、あえて提案者に確認をさせていただきたいと思いますが、市民というか各ボランティアというか、この法人を

支援するような仕組み、資金的にも支援するよ

うな仕組み、そういう社会的仕組みが必要なのではないのか、そして同時に、衆議院では本当に議論になりましたけれども、寄附金控除の問題、これ

をつくるべきではないのか。

私は今でもこう思つておりますので、参議院段階はこの点どんな議論がされたのか、また、参議院の提案者としてはこの点をどういうふうにお考えになつておられるのか、まず二点について伺ひをしたいと思います。

○海老原参議院議員 先生御質問の資金源の確保の問題、殊に税制控除とかそいつた問題でござりますけれども、これは参議院段階でも非常に熱心に議論されたところでございます。

結論から申しますと、当面はともかくNPO団体に法人格を与えるということが急務であるという認識から、まず法人格の付与だ、それだけで今回は目いっぱいではないかな、現段階においては、殊に、この法案、いつまで審議していくものでは、この法案、いつまで審議していくものではない、成立を急ぐので、とりあえずは法人格を与えるということに主眼を置いて

いこうということで最終的には意見統一したわけでございますが、そこに至るまでには実にいろいろな議論もございました。

また、そういうことを反映いたしまして、附則二項には、これは衆議院からいただいたい法案としてそのまま手を入れないので、市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。という附則二項、そのまま入っておりまして、この検討というものは税制に係る検討も含むのだといふことも御答弁いただいたおようなわけでござります。

○谷津委員長 御苦勞さまでした。

河村たかし君、河村たかしでございます。

率直に言いまして、野党というのは泣ける存在かもわかりませんけれども、議員立法ということ

でございますが、残念ながら今のところはやはり党議拘束というのがかかっておりまして、与党、野党という枠組みの中で、どうしても与党の方が数が多いものですから、野党の議員、議員立法としても野党とか与党というのは僕は本来的にはおかしいと思うのですけれども、野党として最大限で

きることは与党案に対しごりぎりの修正を何とかかち取ることであるということで、本当にある

意味では不満で断腸の思いでござりますけれども、今回賛成をすることにいたしました。

その立場で、しかしこれが本当にNPO法案であるのかどうか、それから、この法案が一步前進であるのか、下手をすると百歩後退なのではないか、こういう問題も、これは多分、国会は、二十世紀の日本社会、どういう社会をつくるかにおいて、大変重大な十字架を背負つたのではない

か。そういうことをさらにこの際認識をしてお

る、特に寄附金税制の問題について何度も理事会においても議論が出たところでございました。

そこで、寄附金税制という問題を今後どんな形で検討していくかということも真剣に考えておるわけ

ございます。

○倉田委員 参議院の方でもこの点に関して重要な問題として議論がされたということは理解をいたしました。

○海老原参議院議員 というものの独立性と自主性、自律性がきちんと保障をされて、そして我が國の法人社会、きちっと参加をしていくこと、そのためにも

今申し上げましたように資金源の確保ということが重要にならうかと思いますので、今後の見直しも含めて、さらに議論を深めさせていただければ、このように思つております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○河村たかし君 河村たかしでございます。

率直に言いまして、野党というのは泣ける存在かもわかりませんけれども、議員立法ということ

でございますが、残念ながら今のところはやはり党議拘束というのがかかっておりまして、与党、野党という枠組みの中で、どうしても与党の方が数が多いものですから、野党の議員、議員立法としても野党とか与党というのは僕は本来的にはおかしいと思うのですけれども、野党として最大限で

きることは与党案に対しごりぎりの修正を何とかかち取ることであるということで、本当にある

意味では不満で断腸の思いでござりますけれども、今回賛成をすることにいたしました。

その立場で、しかしこれが本当にNPO法案であるのかどうか、それから、この法案が一步前進

であるのか、下手をすると百歩後退なのではないか、こういう問題も、これは多分、国会は、二十世紀の日本社会、どういう社会をつくるかにおいて、大変重大な十字架を背負つたのではない

か。そういうことをさらにこの際認識をしてお

る、特に寄附金税制の問題について何度も理事会においても議論が出たところでございました。

そこで、寄附金税制という問題を今後どんな形で検討していくかということも真剣に考えておるわけ

ございます。

○海老原参議院議員 この附帯決議を付しておる

こと、この附帯決議を付したことでもお酌み取りいただけると思いますけれども、私どもとして介護の事業をする団体がある、その事業が拡大

だかないと、この法案ができたから何かそれでわってしまったということであれば、これは確実に百歩後退になるであろう、そんな警告もあります。

NPOは、何遍も言いますけれども、本来の形というのは自立をしておるのでありますて、いわゆる公共サービスを、官といいますか、そういうものとの競い合って自立してやっていくものだ。それがNPOなのであって、決して行政下請のものをNPOというのではないということを内閣委員会、衆議院でも何遍も言ってきましたけれども、今まで何分そなうなる可能性が非常に強いということをございますので、私どもとしてもだれにも負けぬ覚悟で、決意で、さらに国会内外を引つ張っていくと言つと大げさかもわかりませんけれども、そういう、自分に十字架を課したつもりで努力をしていきたい、そんなふうに思つております。

○堂本参議院議員 河村先生も恐らく四年以上の歳月この法律の制定に努力してこられたことに、まずは敬意を表したいと思います。

そして、私も、実は足かけもう四年になりますが、立案の作業にかかわってまいりました。与野党の別はないと思います。参議院の発案者も与野党の別なく私ども一緒に発案しておりますし、そして、こういった法案は、与党、野党ではなくて、国民の代表としての議員が全員やはりつくり上げていくといふ種類の法律ではないかというふうに思います。

もう一つ先生がおっしゃった、行政の下請にならうような法律だということは、私は思つております。これは、野党がぎりぎりの修正を加えてとおっしゃいましたが、与党の中でも、野党から

の御要望、そいつた形で衆議院段階でも参議院段階でもぎりぎりの修正をして、私たちは可能になりました。これから運用の中でも、私が十分に担保していくことが大事だというふうに思つております。

名前については、市民活動という名前に私も大変なじんでおりましたけれども、一方ではNPOではノンプロフィットオーガニゼーションという名前になったわけでございまして、今おおしゃいましたように、内容については変わつてしまふ。

○河村(た)委員 変わつていらないならなぜ名前を変えたのかと云うところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○堂本参議院議員 非営利、まさにNPOというのは非営利で、営利と非営利という分け方の方がより適切だと云う考え方からでございます。

○河村(た)委員 営利、非営利といいますけれども、もう一つ、公益かどうかという問題、公益かどうかという問題もあつて、決して適切な名前ではないと言わされましたけれども、それでよろしいのですね。

○堂本参議院議員 この法律では十二の分野に特定してあります。それは、御存じのように、民法三十四条の特別法といふ位置づけでつくる必要がありますので、そのところのすみ分けの必要があるわけでございまして、「市民が行う」、ここと

この名前も考えております。特定というのはその十二項目という意味です。

○河村(た)委員 ということになりますと、何回も議論に出できましたけれども、これは法律上のすみ分けだからやむを得ないのだとか、それから、前ある方が言わされましたけれども、自分でこに入るからといってその書類に書けばそれで通るんだというような話があつた話なんですね。

それを特定に名前を変えた以上は、この法律の趣旨としては、やはりその十二項目は実は非常に限定的に解釈するんだと。ここはある意味で僕は、限定制限列挙であるということをかなりはつきりと言われております。ですが、自民党でない方が、何か自分で勝手に解釈すればそれがOKになると。自分で申請書に書くのはいいですよ。だけれども、それは解釈すべき人がするのであって、それは御承知のように、文言から客観的に立法趣旨を考えて解釈することだらうと思ひます。

この法律を、仮に裁判官になつたと思って、ないしは経企庁長官になつたと思って、知事になつたと思って解釈すると、なぜこの法律にはその他のないのだろうか、なぜ特定といふ名前を変えたのだろうかといふことを客観的に、希望は別ですか、なぜ特定と言つたのですかね。

この法律を、仮に裁判官になつたと思って、ないといふことは、やはりいろいろな新しいところにして決めてしまうのかと云うことがあつて、どうもやはりこの特定といふ言葉 자체には、こ

れ、なぜ特定と言つたのですかね。希望は別ですか、希望は、そういうふうに書くのはいいです。ただ、それが立法趣旨と言えるんじやないといふ方が適當。それが立法趣旨と言えるんじやないといふ方が適當。それについて、制限的に、やはり文字からばつと判断できる一応の範囲以外は除いて解釈する方が適當。それが立法趣旨と言えるんじやないですか、これは。

○堂本参議院議員 いささか堂々めぐりになつてしまつかもしませんが、やはり立法の趣旨としては、その十二項目に限定されているといふことは事実です。

私ども、確かにその他ということについて議論があつた、参議院段階でも大いに議論がございました。しかし、今回はあくまでも民法の改正ではないという第一段階で、こういった特定といふのをつけて、そしてその特定の十二項目といふ形に

限定されていますけれども、附帯決議には、自主性を損なうものではないといふことも参議院ではつけております。

○河村(た)委員 私どものつくりました法律の中からは、目的を限定するといふのはどうしてもどちらも出でこなかつたのですね。実は、だから人間がやる行為の、あなたはこれをやつていらるからいけない、これをやつてはいるからいいんだということは、これはひとつとんでもない話でございまして、なぜこの十二項目だけなのか、あとそのそれはだめなのかと云うことが全く理解できませんかと云うことでございます。

そういうことでござりますけれども、ここで申しておきたいのは、やはり希望と別なんです。これは、希望と別。私どももすぐ修正提案をしたいと思っておりますけれども、希望と別なので、世のため人のためになる活動全部含むということを先ほど言いましたように、希望は、要するに多目的社会ですから、ありとあらゆるいわゆる公益活動。公益というのは悪くも使われますけれども、世のため人のためになる活動全部含むということなんだけれども、客観的に見ると、今言ったように特定と書いたことが非常に制限的に解釈される余地を残してしまつたということを一つ申し上げておきます。

それから、あれですか、書類にはどう書いてもいいけれども、判断するのは、それがそのままオーケーになるわけじやないでしょう。例えば一つ具体的に聞きますけれども、僕は情報通信が専門なんですか、コミュニケーションティー放送なんありますよね、地域でやる。これは、寄附なんか中心にしてやつていく放送局なんというの本來のNPOには非常にいいと思うのですけれども、そういうのが申請出た場合、これは放送文化だからといって文化のところにコミュニケーションティー放送と書いたら、目的、文化と。これは一体オーケーになるのか。オーケーですね、これは当然。○堂本参議院議員 私は、立法者の意思としてオーケーだと思います。

そのどこの範疇に入るかということは、その

団体自体がその目的とどういう活動をするかといふことで判断して、その町づくりというところに入れるか、文化というところに入れるか、判断して申請するということになると思います。認証の段階で所轄庁が判断することも入ると思いますけれども、本質的には団体自身が自分の意思で書くということになります。

○河村(た)委員 今の話、というのは本当は答えておるかどうかわかりませんけれども、ちょっとと一応確認をしておきますけれども、自分で書いてもいい、自分で思うのは国民の勝手ですよ、判断するのは、それはいわゆる所轄庁が判断するということですね。

○堂本参議院議員 原則として、今回、認証は書面についての認証です。ですから、よほどのこと

がない限り書面で認証するということになるの

で、所轄庁の判断が入るのは、何か特別違つてい

るとか、何があつた場合以外はないというふうに思つてます。

○河村(た)委員 それともう一つ、例えばNPO

に関するいろいろな情報を国民に提供する団体と

いうのはあり得るのですけれども、これも何か自

分で、十二項目めというのは実は十一項目につい

ての連絡と書いてあります。これがどうかわか

りませんけれども、しかし、全体的なNPO文化

だと仮に考えて文化と書けば、それはよろしいの

ですね。

○堂本参議院議員 大丈夫です。

○河村(た)委員 今後いろいろな問題があまた、

めちゃくちや出でまいりますので、これはぜひ力

を合わせてこういふばかりた規定は一刻も早く削

除するようにしないと、日本の国は、国民が何か

社会活動をするときに、常にあなたの目的がいい

かどうかお上に判断していただくという、とんでもない国になつてしまつうということです。例えば

営利で株式会社をやるときには、あなたはこうい

う営利活動をしてはいけませんよということはあり

ませんよね、これは、そういう同じようなことを認めるところでもない規定になつてしまつうとい

うことです。

○堂本参議院議員 どうなんでしょうか。

○海老原参議院議員 私、一番最初に、最大の特

徴は市民が行う自由な社会貢献活動。役所がやる

のじやないのです、役所の下請ではないのです

よ。市民が行う自由な社会貢献活動といふことが

最大の特徴でござります。

○河村(た)委員 海老原先生に熱いお言葉をいた

だいて。それでいいのです、下請でないといふこ

とをはつきり認識していただければ、今後直すと

いうことも可能なのです。いやいや、これは全部下

請の法人法ですよと言われてしまえば、それはそ

れでも、ある意味では別の法人法になりますから、NPOは別につくるということになつたと思

います。

○河村(た)委員 しかしこれは、これに賛成するについては、ある

意味では、今までいろいろなお話をしてくれた

けれども、どうも何か、阪神大震災とか重油流出

事故等があつたために行政が手が回らない、それ

をただでだれか助けてくれぬかなと。事務所が借

りれないとかそういう話があるから、どうも気の

毒だからという、何か施し的な気持ちで実はつ

くつたんだ、しかし、みんながNPO、NPOと

言うものだから、何かわけのわからぬうちにNPO

法案と言つてしまつたという話もありましたも

のですから、その辺のところは、NPOというの

は自立しているということを、ぜひここは確認を

していただきたい。

そういう精神で今後ともいろいろな法案の修正

について大いに前向きに考えるのが当たり前で

ある。海老原先生、そういう精神で結構でござい

ますね。ちょっと答弁をいただきたい。

○堂本参議院議員 私は、今の先生がずっと役

所の下請的というふうにおっしゃっていることに

ついては非常に理解に苦しみます。そういうこと

を省くと、ということといえば画期的な法律だとい

うふうに思つておりますので、先生が心配なさるよ

うな形にはならないというふうに申し上げたい。

○河村(た)委員 今、本当は自民党の海老原さん

からいただいたかたのですが。まあ結構でござ

ことを、一つ警告を発します。

ただ、賛成いたしますので、ぜひ力を合わせ

て、本当に二十一世紀の子供たちにいい法律をつ

くつてくれたなと言つていただきように大いに頑

張りたい、そんなふうに思います。

次の問題ですけれども、世の中いろいろな活

動があると思います。例えば、行政がやる活動、

特殊法人、公益法人がやる活動、それから民間が

やるいわゆる営利の活動ですね。それと、今回言

われている特定非営利活動ですか、これはどうい

う違いがあるのですか。どういうふうにとらえて

おられるのですか。

○海老原参議院議員 営利活動と特定非営利活動

といいかなる違いがあるか、そういう御趣旨の御質

問でございますか。

○河村(た)委員 おお、特定非営利活動というの

の中で、特定非営利活動というのはどういう意味

が、どういう特色があるのですか。

○海老原参議院議員 営利活動ばかりではなくて、例

えば公務員の行う活動、それから私ども議員の行

う活動、いろいろありますね。全体の社会の活動

の中で、特定非営利活動というのはどういう意味

が、どういう意味があるのですか。

○海老原参議院議員 この特定非営利活動という

のは、法文の初めの方にもございましたように、一

番基本的には市民が行う自由な社会貢献活動であ

る、それから不特定かつ多数のものの利益の増進

に寄与することを目的とする、それから営利を目

的としないものである、こういったような特徴が

あるわけでございます。

○河村(た)委員 自由な社会貢献活動は結構なん

ですけれども、自由な社会貢献活動というのは営

利法人もやつておりますので、どうもどちら方がい

まつ本質についていないのではないかといふ

うな感じがしております。

○河村(た)委員 端的に言いますと、自立してという言葉がない

のですよね。独立して頑張るということですよ。

何か下請と同じじゃないですか、それなら、今言

うないですか。どうもそこのところがいま一つ、

わざましたように自由な社会貢献活動だったら、

役所の下請で補助金をもらつて、全部天下りが来て、それでも自由な社会貢献活動と言えるのでは

ないですか。

○堂本参議院議員 最初から書いてございましたよ

うに、提出の書面で認証を受けるという形になつ

ています。

○堂本参議院議員 今、御質問の内容なんですが、役所のかかわり

方といふのは、所在地の問題なのか、認証の問題

なのか、法人格の取り消しとかいろいろあります

けれども、もう少し先生の質問を具体的にお願い

いたします。

○河村(た)委員 当然、認証とかその他の活動の制限ですけれども、今言わされましたように「認証だから書面で判断する」と言われますが、これはぜひ、きょうの文章は速記録に載りまして国民の皆さんが見ることになりますので、それは自分が書くということなのであって、これを誤解されるような記述はやめてくださいよ、必ず。今までの答弁を聞いてみると、何か、自分がこれに入ると思つてその目的を書面で書けばそれですべてオーケーになる、絶対認証される、こういうふうにとれるのですよ。違いますでしょう、それは。

○堂本参議院議員 当然のことながら、十二項目の限定というのもございますし、それから要件を満たしているということは必要です。いろいろ役員の人数とか取り決めがござりますので、その文書についてはきちっとした書類をそろえる必要はございます。

○河村(た)委員 要件はありますということでおでいいかどうかは、判断するのはあくまで所轄庁であります。自分の活動を何かしたときに、このところは町づくりと書いてあるけれども、立入検査してみよう、本当に町づくりの作業をやっておるのかねなどいうようなことは、どもこの法律の成り立ちからすると、できないというふうに考えております。

○堂本参議院議員 今までの公益法人との差を申し上げればいいのかと思いますけれども、許可ではなくて、これは認証も決めた上での認証ということで、書面ですが、その要件を満たしていなければもちろん認証することはないと思いますが、ちつとその要件を満たしていれば原則として認証するということがこの法律の特徴だというふうに申し上げます。

○河村(た)委員 ここは、最後また原則という言葉を今つけられましたけれども、だからどういう活動でも十二項目に書いてあればすぐそれで間違いなくオーケーになるのですか、これは。実体審査は一切しないのですか。

○堂本参議院議員 同じことですけれども、最初

の審査は書面ですので、その書面が要件を満たしていれば認証されるということです。それが大き

な特徴と申し上げました。

○河村(た)委員 これは多大問題になるとい

ことを今言つておきます。

自分で幾ら十二項目を書いたところで、もし全然違うことを書いておったらどうするのですか。例えば行政監視のオンブズマンというのは、自民党との討論の中で、これは入らないのではないとか、では町づくりと書いてあれば、あとは、シンクタンクであろうが、町づくりだけ見るのですか、この法律というのは。

○海老原参議院議員 この法律の趣旨は、衆議院の立案者の方々から十分伺つたつもりでございま

す。私どもが理解している限りにおきましては、認証の際の審査はすべて書面審査である、そういうふうに理解しております。したがつて、おまえのところは町づくりと書いてあるけれども、立入検査してみよう、本当に町づくりの作業をやっておるのかねなどいうようなことは、どもこの法律の成り立ちからすると、できないというふうに考

えております。

○河村(た)委員 いや、これはすごいことなんですか、実は。

ですから今後、これは後で経企長官にも聞きますけれども、ここは本当に確認すると、設立は必ずオーケーになるという答弁があつたというこ

とでございます、実体審査はないということです。

○海老原参議院議員 申請すれば必ずオーケーになることではございません。必要な書類を提出していただき。その書類の中で、皆さんがうそを書けば大変なことになるわけでございまして、うそを書かず正しく書いていただく。

例えば、第二条第二項第二号に該当することを

団体の内部で意思決定機関において確認して、そ

の確認した旨の書面を出していただく。その場合に、例えば第二条第二項第二号及び十二条第一項三号、これは要するに暴力團関係であるかないかと

いうことです。が、十二条第一項三号に該当することを確認したことを示す書面を出していただく。暴

力団であるにもかかわらず、うちは暴力團でないということを確認して、その確認書を出すという行為がもし行われたならば、それは大変な違法行為でありまして、何でも通るということではない。そのような違法があれば、それはもちろん

か、では町づくりと書いてあれば、あとは、シンクタンクであろうが、町づくりだけ見るのですか、この法律というのは。

○海老原参議院議員 この法律の趣旨は、衆議院の立案者の方々から十分伺つたつもりでございま

す。私どもが理解している限りにおきましては、認証の際の審査はすべて書面審査である、そういうふうに理解しております。したがつて、おまえのところは町づくりと書いてあるけれども、立入検査してみよう、本当に町づくりの作業をやっておるのかねなどいうようなことは、どもこの法律の成り立ちからすると、できないというふうに考

えております。

○河村(た)委員 大変なことがわかりました。これは運用上、多分私は大問題を生ずると思いま

す。この議事録はしっかりと読んでいただいて、認証するかどうかは書面だけで行つということが今回確認をされたということでおきます。

それから、では、そうなつた場合、認証しま

しょう、では、後すぐ十二項目に当てはまるかどうかチェックしなければいけませんよね、これ

いかどうかは別ですよ、僕はそんなことやる

なという立場ですけれども、一応、条文が書いてありますから、十二項目。それ以外のことは外さなければいかぬでしょ、やはり。法律というの

はそのためにあるのですから。いかどうかは別ですよ。こういうことを言うと議事録にそれがいいということが残ると困ります。僕は、そんな目的で判断するなということです。

それはどういうふうでだれがやるのですか。

○堂本参議院議員 一つの県でしたら、それは県が所轄ということになりますし、二つ以上の県にまたがっている場合には経済企画庁が所轄ということがあります。その場合でも、そこで裁量を

に思つています。

○河村(た)委員 そうすると、一つの事務所だと県になつていまますから、ばらばらになつてもいいですね、それぞれ判断がばらばらになつても。

○堂本参議院議員 今回があくまでも統一的な基準をつくるというようなことをこの法律では避けています。ですから、地方分権の趣旨からいつて、一つの県と違う県と幾らか微妙な差はあるかもしれません。しかし、私ども国会の意思とし

て、それを避けるために、常でしたら政令とかいろいろ書かれるような領域のことまで非常に事細かに問題になる。

ただ、残念ながら、認証審査のときはちょっと先生おっしゃる御危惧もあるかもしれませんけれども、ともかく違法な行為が許されるものではない。それは必ずどこかで問題になる。

ただ、残念ながら、認証審査のときはちょっと先生おっしゃる御危惧もあるかもしれませんけれども、ともかく違法な行為が許されるものではない。それは必ずどこかで問題になる。

ただ、残念ながら、認証審査のときはちょっと先生おっしゃる御危惧もあるかもしれませんけれども、ともかく違法な行為が許されるものではない。それは必ずどこかで問題になる。

○河村(た)委員 大変なことがわかりました。これは運用上、多分私は大問題を生ずると思いま

す。この議事録はしっかりと読んでいただいて、認証するかどうかは書面だけで行つということが今回確認をされたということでおきます。

それから、では、そうなつた場合、認証しま

しょう、では、後すぐ十二項目に当てはまるかどうかチェックしなければいけませんよね、これ

いかどうかは別ですよ、僕はそんなことやる

なという立場ですけれども、一応、条文が書いてありますから、十二項目。それ以外のことは外さなければいかぬでしょ、やはり。法律というの

はそのためにあるのですから。いかどうかは別ですよ。こういうことを言うと議事録にそれがいい

ということが残ると困ります。僕は、そんな目的で判断するなということです。

それはどういうふうでだれがやるのですか。

○堂本参議院議員 絶対に経企庁が、こういうふうに解釈すべきと、せつかに団体委任事務にしたのですからね、やつてはいけないということをいいですね。

○堂本参議院議員 統一的な見解を経企庁が出

すといふことはないと思います。いろいろな質問に対する答えるといふことがあつたとしても、それ

は助言程度のものがあるかもしませんけれど

三百萬、株式会社なら一千萬、合名会社だつたら個人の無限責任とか、いろいろあるわけです、取引する方が。

今度の場合は、ではこれは何もなくて、ただ人數が集まつてばかりではないですけれども、ほかの要件がそろえばすべてオーケーであるということが確認されたということで、一応、あと経企庁長官がござりますので、これで質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○谷津委員長 御苦労さまでした。

瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党的瀬古由起子でございます。

NPO法案は、我が党が衆議院に提出いたしました非営利団体に対する法人格の付与に関する法律案、また、参議院に提出した非営利法人特別法案などの諸法案とともに、すべて議員立法として提出されておりまして、衆議院、参議院でそれぞれかなりの時間をかけて、委員の間で真摯で熱心な質疑が行われました。その中で、本法案は衆参

それぞれで修正されて、本法案の運用に当たっては可能な限り市民団体が使いやすいものにするのが提案者の立法趣旨であることも繰り返し答弁されてまいりました。

市民団体の希望にこたえ、各党派と各関係議員の方々の共同の努力に対しまして、改めて敬意の気持ちを申し上げたいと思います。

今、多様な形での市民運動が全国各地で発展しております。政府や自治体にそれぞれの分野での要求の実現を求める運動があり、また、みずからが運動に自発的に参加して、社会のことを考え役に立ちたい、何らかの社会参加をしたい、という要求からの市民運動がござります。いずれも、日本社会の進歩にとって、極めて健全で積極的な底流をつくり出していると考えております。

NPO法のそもそもの目的は、市民団体に法人格を付与することで、また税制上の優遇措置などを講ずることで、市民活動、市民団体の活動を支

援する、活動しやすくすることあります。日本共産党は、この期待に全面的にこたえられる内容を指した立法提案を行いました。超党派議員立

法によるNPO法の実現を求める市民団体の要望に対し、一定の貢献ができたものと確信しております。今後よりよいNPO法の実現を目指す活動が国内外で旺盛に取り組まれ、一日も早い実現を心から願うものです。

本法案は、提出当初は、会員名簿の提出を義務づけるなど、市民活動監視法案とも呼ばれるものでした。その後の市民団体の運動と関係議員の努力については、さきに申し上げたとおりです。本法案が、NPO法の本来の目的、あり方からすれば、今御指摘があつたように極めて不十分な問題もございます。さまざまな問題が指摘されている

法案ではあります。たたかたのNPO法を目指して各党派と議員の方々のよりよいNPO法を目指す共同の努力を評価して、今後の見直しの中でよりよいものに変えていくために日本共産党も全力を尽くす決意を込めて、本法案に賛成するものであります。

その立場から、私は、大きく分けて二つの柱で質問をさせていただきたいと思います。

第一点は、参議院で修正された本法案の到達点はどう今まで来ているのかという確認でございます。もう一点は、この法案の見直しに向けての課題と論点についてでございます。

まず最初ですけれども、修正によって、希望する市民団体に対してできるだけ広く法人格を付与する道が拡大されたかどうかでございます。

市民活動、市民団体は、多種多様 多彩でございます。非営利活動の性格、内容、行政とのかかわり方によつて、法人格の取得が制限されることはないという点。また、本法案の第一条の規定は、会員制の団体の取り扱いなど、衆参の委員会審議でも多くの質疑がなされました。結論的に言つて、提案者の修正意図は、希望する団体でござるだけ広く法人格が付与されることであるといふことのよいかどうか。その点、御確認いただ

きたいと思います。

○海老原参議院議員 お答え申し上げます。

この法案は、衆議院で発議された原案の段階からして、そもそもNPO活動を行う市民団体に対してできるだけ広く法人格を付与するということを趣旨としておるわけでございまして、そのことは修正後も変わることはございません。

今お話しの、会員制の団体ということがございましたけれども、会員制の団体は、余り会費が高い場合はどうなのかとか、いろいろな議論が会員制の団体についてもございました。これについて衆議院の発議者の先生から確認答弁をいただいたので、御紹介させていただきます。

会費を徴収する場合であつても、その金額、手数等において不特定多数性の趣旨を失わせるものでない場合、あるいは不特定多数を対象とする市民活動を主たる活動とする団体が特定の者に限定したサービスを従たる活動として実施している場合には、会員制あるいは一部会員制の団体であつても、不特定多数性の趣旨を失わせるものではないため、本法案の対象になる。

こうしたことなどでございまして、かみ砕いて言えば、実費に近いような低廉な会費で会員に対するサービスをするということであるならば、これは不特定多数性を失わない。したがつて、この法律に言う特定非営利活動法人たる資格があるという点でございまして、非常に幅広く考えられるということがあります。

○瀬古委員 できるだけ広く法人格が付与されるような姿勢で、今後この法律が運用されるべきだというふうに思います。

二つ目の質問ですけれども、先ほどお話をございましたように、全国に八万六千の市民団体があり、そのうち一万五千の団体が法人格を希望している、このようなお話がございました。現に活動している市民団体から強く要請がされているのは、法人格のあるなしによつて差別が出るのではないか、こういう御心配でございます。

審議の中でも繰り返し取り上げられましたよう

に、この法案そのものにさまざまな問題があります。そこで随分迷われる団体もあるかと思うのですが、そこで随分迷われる団体もあるかと思うのです。そういう中で、多くの団体にとって、まだ不十分な側面がたくさんありますから、活用していく必要があります。今後よりよいNPO法の実現を目指す活動が国会内外で旺盛に取り組まれ、その場合に、

法を取つたところと取らないところの差です。

法人格のない団体が現在いろいろな補助金やさまざまな行政的な援助は受けているという場合もあります。そういう場合に、法人格のない団体が行政や企業から不利な扱いを受けることがあります。そういう意味では、提案者の立法趣旨は一体この点をどのようにお考えなのが、お聞かせいただきたいと思います。

○大庭参議院議員 参議院の審議におきましても、原案の発議者から、法人格を持つあるいは持たないということで差別というものがあつてはならないし、あつてほしくないという答弁をいたしております。

本法の目的は、市民による自由な社会貢献活動として市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するということにあります。法人格というものは権利主体として認めるかどうかという点に尽きるだけでありまして、法人格なき団体と法人というものに対して、そうした市民活動の側面から差別があるというふうには考えられないと思います。

○瀬古委員 三点目ですけれども、衆議院での修正で、第二条一項二号のハについて、「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでない」となっていたのが、「反対すること目的とするものでないこと」と修正をされました。この修正によりまして、修正前と比べて、法人の活動の制限という点では何かどう変わるのかという点でございます。

同条のイとロにも「目的とするものでない」と

いう条文がございますが、ここで言う目的とは、例えば定款に定めるとか、またそれと同様の位置づけがされている場合以外はこの条項に反しないのだ、こういう点で解釈していいのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○山本(保)参議院議員 お答えいたします。

お尋ねの第二条第二項第一号のハについての修正についてでございます。

おっしゃいましたように、「目的とするものでないこと」というふうに明確に書き入れたことによりまして、定款で定められるような法人の目的、すなわち事業活動の範囲、先ほど全体的な事業活動というお話をありましたが、そのものとして特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、またはこれらに反対することが行われるものでないということであればこの条項に反することにはならないということをございまして、このことはもともとの趣旨であるというお話をございましたけれども、その意味をはつきりさせる、明確にさせることで、この修正を行つたものだというふうに思つております。

○瀬古委員 四点目でございます。

第四十四条に新しく、経企庁長官による都道府県知事に対する情報の提供という項目が加えられております。この法案では団体委任事務の原則があり、経企庁長官が都道府県を指導監督する立場にないことが確認されまいりました。この条文によって、提供をする情報の対象は法律で限定されています。そういうことからすれば、経企庁長官が情報の提供という名目のもとに都道府県を指導することに道を開くそのおそれはないか、この点を確認させていただきたいと思います。

○山本(保)参議院議員 委員の御質問は第四十四条でございます。ここにはおっしゃいますように「情報の提供」とはございますが、その情報内容につきましては「第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し」とはっきり明示してございます。ですから、お尋ねにございましたような形でそれ以外の情報提供といふようなことは行われないと

いますし、先ほど海老原議員の方からもその旨をお答えしておりますところでございます。

○瀬古委員 五点目です。

この法案は都道府県との関係では団体委任事務を採用していますけれども、都道府県の運用段階で立法趣旨と異なる運用が生じた場合、議員立法である本法案の場合に、提案者や国会としてどのような措置を考えられるのか。具体的な運用が生じた場合、そのケースはどのようにお考えでしょうか。

○山本(保)参議院議員 この法律は、ほかの法律に比べまして非常に細かいところまで書いております。したがいまして、参議院段階で法案の審査をする中でも、総理府令あるいは条例に委任されることは原則として提出書類の書式細目などに限られるということも確認しております。

○瀬古委員 この法律は、ほかの法律に比べまして非常に細かいところまで書いております。したがいまして、参議院段階で法案の審査をする中でも、総理府令あるいは条例に委任されることは原則として提出書類の書式細目などに限られるということも確認しております。

○山本(保)参議院議員 この法律は、ほかの法律に比べまして非常に細かいところまで書いております。したがいまして、参議院段階で法案の審査をする中でも、総理府令あるいは条例に委任されることは原則として提出書類の書式細目などに限られるということも確認しております。

○瀬古委員 この法案の成立がなされた場合には、各都道府県では条例づくりが始まります。そういう場合にさまざまな問題点があるのですが、今回のNPO法の審議されてきた過程などを見ましても、市民の皆さんのがたしててきた役割というものは随分大きかったと私は思うのですね。そういう意味では、地方自治体で条例をつくる場合にも、住民参加、市民団体参加というのは大変大事ではないかということを考えています。国会審議の内容、それから共同修正過程の内容が正しく条例に反映できるという点での徹底も大事ですけれども、同時に、こうした住民参加、市民団体が参加していく、こういう条例づくりというのは大変好ましいというように考えてています。

この点について、今後私たち議院も当然それは責任を負っていくわけですがれども、参議院の労働・社会政策委員会ではどのようにフォローしていくかという点での御論議がございました。これは衆議院、参議院の別なく徹底してそのことを心をいたしたというふうに思っております。微妙な差はあるかもしれませんけれども、それはできることではあるかとおもしきれども、それはできるだけ地方自治の趣旨に配慮して運用していくだけ地方自治の趣旨に配慮して運用していくだけということになると思います。大きくは違うことがないというふうに認識しております。

○瀬古委員 都道府県が個別にいろいろな判断をするということもあるので、この点では、立法趣旨と異なる運用が生じないような、趣旨の徹底を図るといいますか、そういうことを感じているわけですが、その点はいかがでしょうか。

○瀬古委員 衆議院と参議院におきまして

おっしゃいますように、この法案は議員の発議によりまして、私どもも含めて多様な案が出たわけだと思います。その後、与党案に対し、衆議院において、また参議院において数々の修正が加えられてまいりました。この修正過程を思い出します。地方でも、できるだけ多くの市民が条例づくりに参加して、自分のものとして条例と法律を使っていることが大事だと思います。

○瀬古委員 参議院段階では、全体としてどういったものの、参議院段階では、全体としてどういうような運用がされているか、あるいは全体としてどのぐらいの数の市民団体が実際に法人格を付与されているかというようなことについては、ごく基本的なことについては経企庁としての調査をするようなこともフォローアップとしてはほしいうふうな質疑もございました。

○瀬古委員 では、二点目、見直しの問題について

おっしゃいますように、この法律が成立したという前提のもとで、議員立法が行う市民団体が、町づくりという目的にしないと法人格はとれない、人格が付与できたらいい、こういう法案の運用をしたい、こういうそれぞれの思いのあらわれだとあります。それは、現行の民法を前提とするとしているように思うのですね。

例えば、行政の監視活動を行う市民団体が、町づくりという目的にしないと法人格はとれない、人格が付与できたらいい、こういう法案の運用をしたい、こういうそれぞれの思いのあらわれだとあります。それでも法人格が必要

だといふ團体はもちろんそれでとるということになりますけれども、本当にそれだけであらわせないんだ、自分たちの團体の活動が正確に表現されないということに、それはそれでその團体にとっては大変大きな問題になつてしまります。また、それによつて不利益が生じるといふことも生まれてくる。

そういう意味では、NPO法の第一義的な目的が、法人格を必要とする團体に限りなく広く法人格を付与することにあるとすれば、非営利法人の情報公開を思い切つて進めながら、準則主義で、あるいはそれに限りなく近い形で付与されるよう見直し協議が行われる、このことが大変大事だというふうに思うのですけれども、その点、提案者の皆さんの御見解はいかがでしょうか。

○海老原參議院議員 お答え申し上げます。この法律の附則の第二項でございますけれども、見直しといふ言葉は使っておりませんけれども、そういう趣旨の規定がござります。特定非営利活動法人制度について三年以内に検討するのだという趣旨の規定があるわけでございます。その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるようになります。それから、参議院の附帯決議の中で、おつじやち二項目は、まさに先生の今御心配になつてゐる問題でございます。

まず一つは、「特定非営利活動法人に関する、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとすること。」それからいま一つ、これが大事なところでございますけれども、本日この議論は初めて出たのですが、「民法第三十四条の公益法人制度を含め、當利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする」と。つまり、民法三十四条の公益法人制度というのが今までございまして、いわばその特例であるということで今回この特定非営利活動法人をつくったわけで

ござりますけれども、しかし、この特例があるからそれで本体はそのままにしておいていいのだろうか。やはり民法三十四条自体を考えていかなければならぬ。先生は準則主義という考え方でおっしゃつておられましたけれども、準則主義でいくのか否かは、それによって不利が生じるといふことも生まれます。

○瀬古委員 民法改正といた問題でござりますけれども、いざれにせよ、そういう根本的なことも、検討していくなければならないなという意識から

このような附帯決議もつくりまして、参議院の労働・社会政策委員会といたしまして、いろいろとこれから前向きに取り組んでいくということです。

○瀬古委員 民法改正という問題は確かに大きな問題ですし、それについての一定の改正も本当に検討していくかなければならぬというふうに思つていています。しかし同時に、私たちが参議院の段階で提案しましたように、現行の民法の範囲内でも、それをクリアして非営利法人として認める、そういう措置も講じられるといふことも、私たちも努力させていただきました。

そういう点で、民法を改正するといふことも含めながら、しかし同時に、民法を改正しなくては、よりそれに近い形での検討はやることができるのではないかというふうに思うのですけれども、その点でもいかがでしょうか。

○海老原參議院議員 お答え申し上げます。

民法は、できてからとて百年になるんだぞうです。何しろ古い法律でございまして、殊に法人に関するところは、その古い規定が戦後の改正もなくそのまま来ておるということであります。

それからいま一つ、これが大事なところでございますけれども、本日この議論は初めて出たのですが、「民法第三十四条の公益法人制度を含め、當利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする」と。つまり、民法三十四条の公益法人制度というのが今までございまして、いわばその特例であるということ

けでなく、国会全体として考えねばならない。憲法の改正も非常にいろいろと問題の時期でございますけれども、民法の改正ということとも、これは十分考えていかなければならない問題ではないかといふ自身の意識を申し上げまして、これ

はまだ、民法の改正というと非常に大きな問題でござりますし、参議院内でも私どもの委員会だけで處理できる問題ではございません。非常に大きな問題でござりますから、委員会を代表してとか参議院を代表してという意味ではなくて、私個人のそいつた考え方を申し上げまして、御答弁にかえたいと思います。

○瀬古委員 私の言つているのは、民法改正といふ問題は、それぞれ皆さん思つてみえる方も多いと思うのです。しかし同時に、それでなくとも、今の民法の枠内で準則主義により近い形での検討というのはできるのではないか、その点はいかがですかというふうにお聞きしているのです。どう

かえども、そういうふうにお聞きしているのです。どうかといふことはやさかでないことでございまして、私は考えております。

○瀬古委員 本当に、一步を踏み出すことになりますNPO法が、国会内外の共同の取り組みでよりよい方向へ前進することを願いまして、質問を終わさせていただきます。ありがとうございました。

○谷津委員長 以上で参議院修正案提出者に対する質疑は終了いたしました。

参議院の先生方、御苦勞さまでございました。

次に、経済企画庁長官に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。倉田栄喜君。

○倉田委員 参議院の提案者の方々に先ほど、この法律によつて法人格を付与されるいわゆるNPO法人の独立性、自主性の問題、さらには、法人格を付与されていわゆる法人社会、契約社会へ容易に参加ができるかという問題、そして、今ほどもお話を出ておりましたけれども、これらの法人に対する資金源をどう確保していくかという問題

とはできないと考えます。私どももそのような案を出させていただいたわけでござりますけれども、ただ、今回の法律上、その中身にまで立ち入つて書き込むことはできないということでおきました。

そこで、私どもとしましては、衆議院における附帯決議とほとんど同じ文でござりますけれども、よく読んでいただきますと、税制について見直しを行うというニュアンスをより強めた附帯決議をつけさせいただきましたし、また、この内容が、実際にNPOをやつておられる方、法人格を欲しておられる方が、特にこういう面では、いろいろな形でお金をたくさん使われたり、事務所を持たれたり、専従の職員がおられるといふ実情がござります。

おっしゃるとおり、税制につきましてどのようない方法があるのか、寄附金税制がよろしいのか、その前に公益法人一般並みにすればよろしいのか、こういう議論をこれから直ちに開始すべきだ

については、衆議院段階での議論も踏まえ、参議院の提案者の方々にお答えいただきました。

そこで、このNPO法人というのは、私どもは非常に重要な法案と考えておりまして、いわゆる二都道府県以上にまたがる場合は経済企画庁が管轄をされるわけでございます。同時に、準則主義ではなくて認証制度ということをもつて経済企画庁が担当をされる。その意味で、きょうは長官にもお出しをいただいて、そしてこの法案の重要性ゆえに、この運用等々の問題、特に憲法上の問題等について、今までさまざまな議論がございましたので、その点を特に御確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

長官も既に御承知かと思ひますけれども、お答えいただく前提として、問題意識のところをまずちょっと述べさせていただきます。

この法案の二条二項の二号、衆議院でも参議院でもさまざま議論をしてまいりましたけれども、このようになっております。つまり、認証する団体の前提として、「その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。」ということです。いとて、「宗教の教義を伝め、儀式行事を行い、及び信者を教育成することを主たる目的とするものでないこと。」口として「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。」ハとして、「特定の公職、括弧を省略いたしますが、「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。」

最後の点は参議院の方で修正をされて衆議院の方に回ってきたわけでござりますけれども、このイ、ロ、ハについて、憲法上の疑念、問題がないということについては先ほど提案者の方から御説明、お答えをいただきました。そうしますと、その目的の解釈あるいは認証制度の運用について裁量があつたりしてはどうも困る、私はこう思うのですね。ある

その意味においても一度、ただ、この法文をそのまま読んでしまって、NPO法人については、例えはイの「宗教の教義を広め、儀式行事を行ふ」というのは、憲法上保障されする信教の自由を実害しているのではないのか、こういう議論があつたわけだし、こういう疑惑があつたわけであります。

それから口については、いわゆる政治活動の自由というのを制限するものではないのか。ハについては、いわゆる公職者に対する批判的制限、まさにこれは表現の自由そのものを侵害するものではないのか。こういう問題意識を持ちながら、衆議院、参議院段階で議論をしていったわけでござります。

そこで、これは企画庁にお尋ねをいたしますけれども、このいわゆる憲法上の議論をしてきた論点について、これから企画庁として法を解釈していく、運用されていくについて、どのように認識をされておられるのか、企画庁の御所見をまずお尋ねをしておきたいと思います。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘の規定につきましては、衆議院及び参議院での法案審議に際しまして大変大きな論点

の一つとなりまして、憲法上の規定との関係を含めまして討議が行われたというふうに承知をしております。したがいまして、この規定の具体的な解釈、運用におきましては、このよほどのことはよほどのことがない限り私はあつてはならないのだ、こう思いますが、運用の問題について、この二点、特にお尋ねをしておきたいと思います。

○井出政府委員 まず、認証の問題でござりますけれども、認証の申請が法定要件に合致しているというふうに認めるときには、その設立を認証しなければならないというものが本法案の規定でございます。

個々の法定要件の解釈というものにつきましては、この法案審議の過程で詳細な議論がなされております。企画庁といたしましては、このよほどの法の内容を踏まえまして、この法定要件に合致していることを承知しております。企画庁といたしましては、このよほどの法の趣旨に沿つて法律の解釈、運用というのをやつていく所存でございます。

○倉田委員 この点は非常に重要な問題でござりますので、後で大臣からもみずからのお答えをいたさきたいと思います。

もう一点、つまり、認証ということになつております。同時に、十二分野ということを目的が書いてござります。そこで、その目的の解釈についてござります。そうしますと、その目的の解釈あるいは認証制度の運用について裁量があつたりしてはどうも困る、私はこう思うのですね。ある

同時に、これはこれから法人格を申請される団体の方々も非常に気になつておられると思いますけれども、立入検査、検査の制度というのがあります。そして、場合によれば改善命令というのが書いてある。さらには、この法人自体の取り消しの規定も置いてある。

本来、NPO法人というのは、行政との関係でいえば独立性が保障され、その自律性、自主性というのが最大幅に尊重されなければならない。その観点からすれば、検査とか改善命令だと取扱い消しというのがどういう場合に実は発動されるのかということは非常に重要な関心事であると思うんですね。規定はあつたとしても、発動されるようなことはよほどのことがない限り私はあつてはならないのだ、こう思いますが、運用の問題について、この二点、特にお尋ねをしておきたいと思います。

○井出政府委員 まず、認証の問題でござりますけれども、認証の申請が法定要件に合致しているというふうに認めるときには、その設立を認証しなければならないというものが本法案の規定でございます。

個々の法定要件の解釈というものにつきましては、この法定要件に合致していることを承知しております。企画庁といたしましては、このよほどの法の内容を踏まえまして、この法定要件に合致していることを承知しております。企画庁といたしましては、このよほどの法の趣旨に沿つて法律の解釈、運用というのをやつしていく所存でございます。

○倉田委員 これは議員立法でござります。そう

いう意味で、衆議院段階、参議院段階で提案者の方々からも、提案理由あるいは問題点、疑惑の点については御答弁をいたしております。今、当局の方からも、参議院、衆議院段階での議論の経過、そして提案者の提案の趣旨、立法趣旨というのには十分尊重するという趣旨でお答えをいたいと思いますし、その上で、適正に適切に、法の

がなく法人制度の健全性が確保できますように、発動要件でござりますとかあるいは手続、こういったものにつきましては詳しい法規定がなされております。これらの法規定に従うとともに、法案の審議の中におきまして御議論されました内容を尊重いたしまして、適正な運用といつものを行つてまいりたいと考えております。

○倉田委員 もう一度趣旨の点を確認させていただかたいと思いますけれども、この法案は、市民の皆さんに行われる自由な社会活動を、社会貢献活動ですか、それを、社会貢献活動としてのNPO活動というのか特定非営利活動、その健全な発展を強く促進する、こういうことが当委員会あるいは参議院の委員会の中の議論として出ていると思います。

そうすると、これらの活動を行う団体については、いわゆる手続的な問題としても、簡易迅速な手続のもとで法人格が付与されなければならないのではないか、こう考えておりますし、解釈、運用についても、団体の独立性、自主性が損なわれることがないようにしなければならないと思いますが、この点についてはもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○井出政府委員 先生御指摘のように、この法律につきましては、簡易迅速な手続のもとに広く法人格を付与するということを内容とするものであるというふうに承知をいたしまして、経済企画庁といたしましては、このよほどの法律の趣旨に沿つて法律の解釈、運用というのをやつしていく所存でございます。

○倉田委員 これは議員立法でござります。そう

趣旨に沿って運用するということでおざいまし
た。

大臣にその点を確認させていただきたいことと
同時に、いわゆる憲法上の信教の自由の問題、あ
るいは政治活動の自由の問題表現の自由の問
題、これらのさまざま當委員会で議論をされてき
たことを踏まえて、運用について、憲法上の問題
がないように特に運用していくべきだと思います。
この点について、特に長官からのお
答えをいただきたいと思います。

○尾身國務大臣 この特定非営利活動促進法の運
用に当たりましては、国会での法案審議の内容、
本法の趣旨、他の法律の類似の規定等を総合的に

踏まえまして、憲法に規定する信教、結社及び表
現の自由が侵害されることのないよう配慮いたし
ますとともに、特定非営利活動の自主性を損なう
ことのないよう十分に注意して適正に行つてしま
りたいと考えておる次第でございます。

○倉田委員 長官にわざわざお運びをいただきま
して、運営の責任者としてのお答えをいただきま
した。大変ありがとうございました。二十一世紀、いわゆるこの法人が果たす役割は非常に大き
いものと思っておりますので、この法の趣旨に
沿つて、適切適正に所轄部として運用していただき
くよう特にお願いを申し上げておきたいと思いま
す。

以上で私の質問を終わります。

○谷津委員長 河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

井出局長はすつと長い間顔を見させていただき
ましたのですから、できる限りひとつ大臣に答
弁をいただきたいと思います。

今も話がありましたように、まず一つは、この
法案には二条二項二号イ、ロ、ハというのがあり
まして、政治を主としてやってはいかぬ、宗教を
主としてはだめだ、それから公職者を批判しては
いけないという、特にハにつきましては、特にと
いうかみんなそうですねけれども、先ほども言いま
したように、国会が、国會議員がみずからを批判

してはいけない法律をつくつてしまつたという、
これはある意味では恐るべき法案なんですね。

それで、今後国民がいろいろな社会活動にかか
わっていく場合に、NPOというものは実は一種の
社会企業みたいなものとして、行政の下請ではな
くて、自律的にいろいろな社会を考え、組織を
つくつしていくことですけれども、そういう
場合には常に、宗教上は問題があるんだな、それか
ら政治上のことをいろいろ言うと問題があるんだ
な、それから政治家を批判するとこれまで問題が
あるんだなという、いわば萎縮効果が生まれると
思います。

二十一世紀の日本はそれこそ多元的国家で、い
ろいろなことをいろいろな人が言う社会をつくる
なければならぬときには、いろいろな諸般の事情
があつたとしましても、こういう法案ができるてし
まうと萎縮効果が国民に生まれるのではないか、
私たちの子供の世代に。そこら辺のところをまず
身大臣、先輩でござりますので、できたら尾身先
輩、ひとつやつてください。

○井出政府委員 後ほどまた大臣には総括的に答
弁をさせていただくことにいたしまして、先生御
指摘の点でござりますけれども、国際化や高齢化
というものが進展する中で、政府部門、企業部
門、これに次ぐ第三の部門として、ボランティ
ア活動を始めとする非営利活動が活発化しておる
わけでございます。こうした活動は、我が国経済
社会がこれらの時代に適切に対応していく上で重
要な役割を果たすというふうに考えておりまし
て、その活動を促進することは極めて重要である
というふうに考えております。

○河村(た)委員 何かよくわかりませんが、しか
し、よく読んでいただきますと、実はバラ色ばかり
りじゃありません。

これが一步前進になるかどうか、下手をすると
百歩後退になると私は思いますね。特に自由と民
主主義を愛されておられる自由民主党の皆さん
に、ほかの国議員もそうですが、何處も

言いますけれども、政治家、国議員がみずから
を批判してはいけないという法律をつくつたとい
うことだけは本当に脳裏に刻んでいかないと、二
十一世紀に対してとんでもない負の財産を残して
しまうということだろうと思います。

でありますけれども、今後、これを何とかス
タートラインにして、そういうものを全部修正し
ていく。そして、来る何年後には、本物の自立
するNPO法ができるな、本当に寄附金控除も備
わって、いよいよ自律する社会活動ができるよう
になつたな、そんな法案にしていきたいと思つて

今第三のセクターでいろいろ言われるのは結構
なんですけれども、実はその法案には一面毒も
入つておりますし、その毒というのには、いわゆ
る、今言いましたように政治、宗教をしてはいけ
ない、公職者を批判してはいけないということ
で、僕たちの子供にそれこそ伸びやかな自由民
主党でいえば自由と民主主義の日本をつくつてい
かなければいかぬわけですよ。

それが、そんな制限規定を置いてしまつて、何
か日本人が社会的に参加するときに、政治家を批
判しちゃいけないんだよななんて、常にそういう
プレッシャーをかけられてやるということについて
て、尾身大臣、ひとつ御感想というか、お願いし
ます。

○尾身國務大臣 この法案は議員立法でございま
して、各党各会派の御意見を集約した形でまとめ
られようとしているというふうに理解をしており
ます。したがいまして、法案の内容の可否等につ
いては私どもが云々することは適切でないと考
えておりますので、御理解をいただきたいと思いま
す。

○河村(た)委員 今もまた一つ条件がついており
ますけれども、基本的にとあることがあります
が、どうも提案者と違うのではないか。先ほどの
話を聞いておりましたら、基本的にいやなくて、
例えば十二項目にきちっと、そればかりじやない
ですけれども、ほかの要件が形式的に整つておれ
ば認証するのだとほつきり言われましたけれど
も、はつきりそう言ってくださいよ。

○井出政府委員 衆議院の答弁者も基本的にはと
いうふうにおつけになっているというふうに理解
をしておりますが、これはこういうことではなか
ろうかと思いまます。

設立認証に当たりまして、書類が縦覧をされた
例えは十二項目にきちっと、そればかりじやない
ですけれども、ほかの要件が形式的に整つておれ
ば認証するのだとほつきり言われましたけれど
も、はつきりそう言ってくださいよ。

○河村(た)委員 今もまた一つ条件がついており
ますけれども、本当にとあることがあります
が、どうも提案者と違うのではないか。先ほどの
話を聞いておりましたら、基本的にいやなくて、
例えば十二項目にきちっと、そればかりじやない
ですけれども、ほかの要件が形式的に整つておれ
ば認証するのだとほつきり言われましたけれど
も、はつきりそう言ってくださいよ。

○井出政府委員 衆議院の答弁者も基本的にはと
いうふうにおつけになっているというふうに理解
をしておりますが、これはこういうことではなか
ろうかと思いまます。

○河村(た)委員 そこは、繰り返し言いますけれ
ども、本当に誤解というか、答弁もちょっと、よ
く考えるとそうじやないのですけれども、申請は
自分で思うものを書けばいい、判断は役所が行う
というようなことでございますが、どうも、これ

おります。

それでは次に、設立の認証ですけれども、先ほ
どの議論でもありましたけれども、書面のみで形
式審査で行う、実体には立ち入らない、これはこ
れでいいですね。大臣、いいですか。

○井出政府委員 御論議の中では、基本的に書面審
査で行うというふうに承つております、ちゃんと
した書面が出てくるような、そういう様式を工
夫いたしまして対応をしてまいりたいといつぶつ
に考えております。

は何遍も言いますけれども、きょうの午前中といいますか先ほどの答弁もありましたように、書面審査で行うということでおつていただきたい、それが立法者の意思であろう、そんなような気がしております。

それから、十二項目の判断になりますけれども、午前中の再度確認になりますけれども、どういう項目に入るかということですが、例えば文化の文化だよということを経企庁が指導することはありますね。これは後で大臣にも必ず答弁してもらつてください。

○井出政府委員 立法の御趣旨は、所轄庁の恣意的な判断というものが入つてはいかぬという御趣旨と理解をしておりまして、当然、この審議での御議論の中身等々につきまして十分吟味をいたしまして、誤りのないようにやつていただきたいと思っております。

○河村(た)委員 全然答弁になつていないですけれども、誤りのないなんて、そんなことは当たり前にありますか。それよりも、十二項目の解釈で都道府県を指導することがないか。ないかじやなくて、してはいけませんよ。しませんとはつきり言つてください。

○井出政府委員 本法におきましては、都道府県の事務というものが団体委任事務というふうに明確になされておるわけでございます。団体委任事務に対しまして機関委任事務というものがあるわけございまますけれども、団体委任事務の性格というものを十分に踏まえて私どもは都道府県との関係につきまして対応してまいりたいと思つております。

○河村(た)委員 しかしながらまだ言われませんね。なぜそれをはつきり言わないのでですか。先ほどの午前中の話でも、事務所が一つの県にある場合は県であり、二つ以上の場合は経企庁長官であるといいます。

○河村(た)委員 何かこれもまたよくわかりませぬでしたけれども、今井出局長の答弁と同じことこのないよう十分分配慮してまいりたいと思います。

みんなの全然答弁になつていませんよ。

○井出政府委員 団体委任事務の性格いたしましては、都道府県を指導したりあるいは指揮したまゝいりたいと考えております。

〔委員長退席 小林興 委員長代理着席〕

○河村(た)委員 抽象論じやなくて、もう一回はつきり言つてください。十二項目の解釈については、例え文化なら文化、いろいろありますね、その解釈はこうすべきであるということを都道府県に指導することはありませんとはつきり言つてください。

○井出政府委員 都道府県に指導をするということはございません。

○河村(た)委員 それは、今前段言わなかつたけれども、どういうことですかね。何か非常にくどいようですが、これは重要なことですよ。結局全部国の指揮下に入つてしまふかどうかといふ、非常に重要なところなんです。

○井出政府委員 本法においては、特定非営利活動法人についての財産要件等のものは定められていないために、設立に際しましては財産的な裏づけが必要がないというふうに理解をしております。それが法の命ずるところではないかと理解をしております。

○河村(た)委員 本法においてはといつても、実際、先ほど言いましたように民法三十四条も何も書いていないのですね。ですから、これはちょっと大臣、井出局長の話と同じでもいいのですけれども、本当に何もなしですね。

○河村(た)委員 ただ、これは言つておきますけれども、非常に例外的な措置になるのです。やはり、法人格を認めたいということは、取引の安全もありますからね、相手方も。何にもないところが。ただ、社団というのはそうではないからといふことも言えなことはないかもわかりません、しかし非常に例外的になると思います。ですから、それでも、本当になしででも認証いたしますとはつきりひとります。

○尾身国務大臣 同じであります。

○河村(た)委員 一つの重要な疑念が払拭されたのではないかと思います。

次に、午前中も言いましたけれども、これは財産的裏づけ、担保が全くなしでも認証するかどうかということです。

実は、民法三十四条にも何も書いていないのですね、あれは。だけれども、財團だと三億とか五億とか、社団でも最近は一億、二億かかるとなつていまして、こここのところが僕は正直言いまして、初めのうちはいいですけれども、二、三年やつておりますと何か知らぬうちに、幾らか持つてこいということになるのではないかという疑惑が非常にあるのですよ。

そうならぬように、私どもとしては、あしたからこの修正に向けて努力を開始しますけれども、本当に経企庁長官としては、お金は何にもなしで認証するのですね。

○井出政府委員 本法においては、特定非営利活動法人についての財産要件等のものは定められていないために、設立に際しましては財産的な裏づけが必要がないというふうに理解をしております。それが法の命ずるところではないかと理解をしております。

○河村(た)委員 おつしやるとおり議員立法でございまして、十二項目の解釈につきまして、解釈基準を出すとかいうふうなことで都道府県を指揮したり指導したりといふようなことはいたしません。

○井出政府委員 先生のおつしやるとおりございまして、十二項目の解釈につきまして、解釈基準を出すとかいうふうなことで都道府県を指揮したり指導したりといふようなことはいたしません。

○河村(た)委員 大臣もちょっと、今のこと、それだけでいいですね。

○河村(た)委員 何かこれもまたよくわかりませぬでしたけれども、今井出局長の答弁と同じことこのないよう十分分配慮してまいりたいと思います。

○尾身国務大臣 先ほどの局長の答弁でございますが、政府を代表して答弁をしております。局長の答弁のとおりで、そのとおりでござります。

○河村(た)委員 わかりました。この問題につきましては、今後とも、本当に変なふうにいかぬよう、議会として大いにやはり行政を監視していくなければいかぬだろう、そんなふうに思つておられます。

それから、次の問い合わせ。いろんなことで何か問題が生じたとき、その見直しというのは、これほどされますが、すぐやられますか。何か三年とか附帯決議で一年とかいう話がありますけれども、すぐ見直しに着手されるかどうかについてお伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 特定非営利活動促進法の見直しつきましては、今後、特定非営利活動法人の活動の実態等を踏まえまして、法律の施行の日から二年以内に検討して結論を得るものと承知しております。経済企画庁といたしましても、これら法律の実態等の把握を行なうなど、必要な努力をしてまいりたいと考えている次第でございます。

なお、この法律そのものが議員立法でございまして、議員立法成立の経緯にかんがみて、むしろ立法府においてこの対応がなされるものと私自身は理解をしております。

○河村(た)委員 おつしやるとおり議員がやらなければならない問題といふことでござりますけれども、三年とか二年になつてますが、要するに、非常に多様な活動が登場してまいりますといふより現にあるのですけれども、それについて、これはいかぬ、あれはいかぬ。それから、ここまで踏み込んだから、政治家を批判したらいかぬとかそういうことになつて、実際上のいろんな問題が出てくると思いますので、三年、二年によらずわれず、これは立法府もそうですけれども、すぐ見直し作業に入るというふうにしたいと思つております。

それから最後に、これは大臣にお伺いしたいの

ですけれども、要するに、今回非常に致命的だと言われているのは、やはり寄附金控除の問題が条文に入らなかつたということをございます。それで、この税制の問題。

NPOというは本来は自立しているというのを定義でございまして、自立というのは、法人格もまた、一つではございますけれども、その後、経済的な自立というのはこの世では当たり前のことなんですよ。ですから、この問題は、いわゆる税金は全部大蔵省が取り立てて、それを大蔵省が一元的に公的資金をばらまく、こういう時代から、税金の一部を、その使途を国民の選択にゆだねて、そして、あくまで団体としては役所の補助金をもらうのじやなくて国民に、私たちはこれだけいい公益活動をしてますよ、だから私たちに寄附をしてくださいと。寄附が集まらないところはどうしても淘汰されてくる、こういうような自立のベースというのがどうしても必要なんですよ。

その辺のところを経済企画庁長官はどの程度重視されているのか、ひとつ聞かせてください。

○尾身國務大臣 税制上の措置をどうするかにつきましても、いろいろ御議論の上、現在のような形になつたと承知をしておりまして、二年以内の検討、見直しの中で、そのあたりの問題についても御議論がさらに進むのではないかというふうに理解をしております。

○河村(た)委員 まあ、何か税制がつけ足しのような感じがいつも出てくるようござりますけれども、本当はこれこそが魂なんですね。

株式会社でも、法人格を取つて、もし経済活動の自由がなかつたらどうなるんですかね、これは一体。ラーメン屋さんがラーメンをつくって、ラーメン代金が自分に入らなかつたらどうなるんですか。社会サービスする団体が、社会サービスの対価がもし自分に入らなかつたらどうなるんですか。補助金漬けになるか、やれなくなるかしかりません。

ですから、これは尾身大臣に言うよりも、立法府に向けて、自分に言うよくなことでござります

けれども、この問題をなしにしては本当のNPOとは言えないということを最後に申し上げて、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○谷津委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○谷津委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

○河村(た)委員 河村たかしでござります。

場合は、抜本的改正、もしくは別個の新しい法律が必要であり、我々の提案こそが本当のNPO法案であつたと言えると思います。

運用上の改善が可能となる修正が加えられたことはいえ、今後も強いリードーシップを發揮せねば、今回の与党案は市民活動管理法案となつてしまひます。

以下について、不斷なる修正提案が不可欠であります。

目的限定、宗教、政治制限規定、公職者批判禁止規定などの速やかな修正であります。

加えて、公益寄附金税制の抜本的改正が必要であります。

しかし、法人格を持つ市民の強い声があり、これまで法の成立をおくらせるわけにはいきません。

不十分だが、権力的な運営をさせないための修正をから取つたことから、現状では速やかな成立を選択することとしました。

二十世紀の日本社会が、市民からの寄附金を集めてきたNPO法案が、修正を加え、特定非営利活動促進法として成立することとなりました。これまでの皆様の御協力に心から感謝いたしました。

以下について、不断なる修正提案が不可欠であります。

目的限定、宗教、政治制限規定、公職者批判禁止規定などの速やかな修正であります。

加えて、公益寄附金税制の抜本的改正が必要であります。

しかし、法人格を持つ市民の強い声があり、これまで法の成立をおくらせるわけにはいきません。

不十分だが、権力的な運営をさせないための修正をから取つたことから、現状では速やかな成立を選択することとしました。

二十世紀の日本社会が、市民からの寄附金を集めてきたNPO法案が、修正を加え、特定非営利活動促進法として成立することとなりました。

たゞいま議題となりました、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民連、市民連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

附帯決議（案）

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、この法律の施行及び運用に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由が侵害されることがないように配意し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。

二、特定非営利活動法人に関する議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。

三、民法第三十四条の公益法人制度を含め、當利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとすること。

四、別表十二項目に関しては、多様な特定非営利活動法人の自主性を尊重するとのとすること。

五、中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

六、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

七、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

八、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

九、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十一、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十二、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十三、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十四、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十五、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十六、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十七、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十八、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

十九、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十一、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十二、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十三、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十四、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十五、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十六、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十七、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十八、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

二十九、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十一、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十二、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十三、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十四、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十五、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十六、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十七、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十八、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

三十九、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

四十、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

四十一、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

四十二、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

四十三、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

四十四、本件の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じます。

た。採決いたします。

○谷津委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○尾身國務大臣 この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。尾身經濟企画庁長官。

○尾身國務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、政府といたしましても、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいります。

○谷津委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○谷津委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○谷津委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、内閣法等の一部を改正する法律案及び内閣提出、国家行政組織法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。村岡内閣官房長官。

内閣法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○村岡国務大臣 ただいま議題となりました内閣法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化する

ため、内閣官房副長官一人を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生の状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣官房に内閣危機管理監を設けようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣法の一部改正であります。

その第一点は、内閣官房副長官の定数を一人増員し、二人から三人に改めることであります。

第二点は、内閣危機管理監の新設であります。

内閣官房に内閣危機管理監一人を置くものとし、内閣危機管理監は、内閣官房副長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理、すなわち、国民の生命、身体または財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止、に関するものであつて、國の防衛に関するものを除くものを統理することとしております。また、内閣危機管理監の任免に関する規定及び服務に関する規定を定めることとしております。

第二に、国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正であります。

その内容は、内閣危機管理監を特別職の国家公務員とし、その俸給を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○谷津委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

市民活動促進法

〔小字及び一は參議院修正〕

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
〔本号末尾に掲載〕

第二章 市民活動促進法

第一節 通則(第三条・第九条)
〔特定期制活動〕

第二節 設立(第十一条・第十四条)
〔特定期制活動法人〕

第三節 管理(第十五条・第三十条)
〔特定期制活動〕

第四節 解散及び合併(第三十一条・第四十

最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理のための体制整備を図ることが緊要となつております。すなわち、高度な判断に基づく戦略的な外交及び各国首脳レベルとの直接の対話を通じた機動的な外交の展開を可能とするとともに、外交上の対応を要する突發的事態に対しても高度なレベルでの交渉を行ふなどにより、的確かつ機動的な危機管理を行える体制を整備することが不可欠であります。

このため、国家行政組織法について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第あります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、外務省に政務次官を一人置くことができるところとし、施行期日は、平成十年七月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

(定義)

第二条 この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものと定義する。

〔定義〕

第二条 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行つことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関する、不当な条件を付きないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこ

第五節 監督(第四十一条・第四十三条)
第六節 雜則(第四十四条)
第三章 税法上の特例(第四十五条)
第四章 罰則(第四十六条・第四十九条)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
〔特定期制活動〕

第二章 税法上の特例

第三章 罰則

第四章 附則

で同じ。又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

四 当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、

正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならぬ。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

（成立の時期等）
第三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

（民法の準用）

第十四条 民法第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、

（役員の定数）
第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。（理事の代表権）

第十六条 市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができ（業務の決定）。

第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもつて決する。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。
二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

（監事の職務）
第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。
二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

（監事の職務）
第十九条 前二号の規定による監査の結果、

三 法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）
第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の欠格事由）
第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

（役員の欠格事由）
第二十一条 役員のうちには、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の欠員補充）
第二十二条 役員のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）
第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（役員の変更等の届出）
第二十四条 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第一号口及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の任期）
第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならぬ。

（定款の変更）
第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前項第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第八号に掲げる書類）合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、總理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から一年を経過しない者

（役員の親族等の排除）
第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

（役員の親族等の排除）
第二十二条 役員のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十三条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十四条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十五条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十六条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十七条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十八条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第二十九条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十一条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十二条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十三条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十四条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十五条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十六条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十七条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十八条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第三十九条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十一条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十二条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十三条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十四条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十五条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十六条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十七条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十八条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第四十九条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十一条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十二条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十三条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十四条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十五条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十六条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十七条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十八条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第五十九条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（役員の親族等の排除）
第六十条 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

（会計の原則）
3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、總理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 内閣危機管理監

別表第一中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を「内閣危機管理監」に改める。
常勤の内閣総理大臣補佐官

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中内閣法第十四条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(弁護士法の一部改正)

2 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「内閣官房副長官」の下に「内閣危機管理監」を加え、「又は」を「若しくは」に、「又常時勤務」を「若しくは常時勤務」に、「あるいは」を「又は」に改める。

理由

社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官一名を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生の状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「大蔵省」を「外務省」に改める。
大蔵省

この法律は、平成十年七月一日から施行する。

最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を一人置くことがでべきる省に外務省を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

平成十年四月二十日印刷

平成十年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局